



中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和5年 10 月 10 日

中部ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	慢性 B 型肝炎の経過観察に対する D 013 の 6 HBc抗体半定量・定量の算定は、原則として認められない。	HBc抗体半定量・定量については、HBV の感染既往を確認するための検査である。したがって、慢性 B 型肝炎の経過観察に対する HBc抗体半定量・定量の算定は、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和 6 年 1 月診療分 令和 7 年 7 月 31 日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
2	間質性肺炎の傷病名がない多発性筋炎、皮膚筋炎に対してタクロリムス水和物(プログラフカプセル等)の算定は、原則として認められない。	タクロリムス水和物(プログラフカプセル等)の添付文書の「効能・効果」は、「多発性筋炎・皮膚筋炎に合併する間質性肺炎」と記載されている。添付文書の記載どおり、間質性肺炎の傷病名がない多発性筋炎、皮膚筋炎に対してタクロリムス水和物(プログラフカプセル等)の算定は、原則として認められないと判断した。ただし、難治症例もあり、症状詳記等から投与の必要性が判断できる場合については、この限りではない。	適用診療月 令和 6 年 1 月診療分 令和 7 年 7 月 31 日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

No.	取扱い	根拠	備考
3	肝機能障害に対するウルソデオキシコール酸錠(ウルソ錠等)の投与量は、原則として 300 mgまで認められる。	肝機能障害については、ウルソデオキシコール酸錠(ウルソ錠等)の添付文書の効能・効果に記載のある「慢性肝疾患における肝機能の改善」に該当するため、「用法・用量:通常、成人 1 回 50 mgを 1 日 3 回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。」のとおりに、肝機能障害に対するウルソデオキシコール酸錠(ウルソ錠等)の投与量は、原則として 300 mgまで認められる。	適用診療月 令和 6 年 1 月診療分 令和 7 年 7 月 31 日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
4	傷病名「乳癌の疑い」に対するN002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製「1」エストロゲンレセプター、「2」プロジェステロンレセプター、「3」HER2 タンパクの算定は、原則として認められない。	乳癌におけるホルモンレセプターは、乳癌患者がホルモン療法の対象になるかどうかを判断するための指標であり、乳癌におけるHER2 タンパクは、乳癌患者が抗 HER2 療法の対象になるかどうかを判断するための指標である。 以上のことから、「乳癌疑い」に対する、N 002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製「1」 エストロゲンレセプター、「2」プロジェステロンレセプター、「3」HER2 タンパクの算定は、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和 6 年 1 月診療分 令和 7 年 9 月 30 日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
5	DPC 入院中に採取した検体を用いて、退院後の外来において N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作成「3」HER2 タンパクの算定は、原則として認められる。	レセプトからは検査依頼日を判断することは困難であり、症例によっては外来での検査実施の場合もある。 以上のことから、DPC 入院中に採取した検体を用いて、退院後の外来において N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作成「3」HER2 タンパクの算定は、原則として認められると判断した。	適用診療月 令和 6 年 1 月診療分 令和 7 年 9 月 30 日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
6	気胸手術時における病理検査の算定は、原則として認められる。	病理検査は、切除した部分の悪性細胞の有無など、他の疾患を鑑別する上で必要である。 以上のことから、気胸手術時における病理検査の算定は、原則として認められると判断した。	適用診療月 令和 6 年 1 月診療分 令和 7 年 12 月 26 日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

No1～No3に関して

内科審査室 内科審査第1課 (TEL:052-854-6804) 川端

(TEL:052-854-6858) 加藤

No4～No6に関して

外科・混合審査室 脳外科・外科審査課 (TEL:052-854-6788) 小林

(TEL:052-854-7851) 橋本